

## 笠間市立岩間中学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第22条の規定に基づき、笠間市立岩間中学校「いじめ防止対策委員会」(以下、「委員会」という)の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 いじめは、全ての生徒に関係する問題であるという認識のもと、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめを行わないようにするとともに、他の児童(生徒)に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することが無いようにするため、学校が、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、組織的・積極的、継続的に適切且つ迅速にこれに対処することを目的とする。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭のほか、校長の指名する職員によって構成する。また、校長は、必要に応じて、専門的知識を有する者を参加させることができる。

### (取り組むべき内容)

第4条 委員会は、いじめの未然防止・早期発見・いじめが発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次のことに取り組む。

#### (1) 業務内容

- ① いじめ未然防止の体制整備及び取り組み
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対する相談及び支援
- ④ いじめを行った生徒・保護者に対する助言
- ⑤ 専門的知識を有する者等との連携
- ⑥ その他いじめの防止に係ること

#### (2) 具体的な取り組み

##### ① 通常時

- ア 委員会の定期的開催
- イ 年間活動計画・活動内容の作成
- ウ いじめ防止プログラム等の作成
- エ 保護者や地域への啓発・協力要請
- オ 外部機関等との連携
- カ 実態把握のためのアンケート等の実施と分析
- キ 事例研究・道徳教育等の職員研修の企画・運営

##### ② 緊急時

- ア 緊急いじめ防止対策委員会の開催(教育委員会・警察等関係機関等との連携)
- イ 発生事例に係る指導方針の決定及び具体的な行動の提示・周知
- ウ 専門的知識を有する者との連携(メンタルヘルス・ケア等への配慮)

エ 家庭との連携

オ サポートチームの立ち上げと対応策の指示

カ いじめ防止プログラム、自殺予防教育の実施

(会議・運営)

第5条 委員会は、校長が招集し、原則として月1回開催とする。ただし、校長は必要に応じて即時開催することができる。

第6条 この委員会に定めるもののほか、委員会の取り組み、運営等に必要な事項については、校長が定める。

付則 この要綱は、平成26年4月1日より実施する。

## 平成 29 年度 岩間中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。生徒一人一人の尊厳を保持するため、「岩間中学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 1 いじめ防止のための基本的な考え方

#### (1) いじめは人間として絶対に許されない行為

- ・学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学級づくりをする。

#### (2) 学校及び教職員の責務

- ・いじめは、生徒間では常に起こりうるものであるという認識のもとに、未然防止を対策の基本とする。
- ・いじめは、大きな人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為であることを生徒に実感として理解させる教育活動を充実する。
- ・いじめの兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するとともに、いじめを受けた生徒の生命の安全、心身のケアなどいじめを受けている者の意見が反映されるよう配慮する。
- ・保護者、地域住民などに対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・いじめは、生徒個々の問題であり、生徒が主体的、積極的にいじめ防止に取り組む態度を育てる。

### 2 「いじめ防止対策委員会」の設置

笠間市立岩間中学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱（別紙）に規定する。

### 3 いじめの未然防止のための取組

生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることで授業や行事に主体的に参加できる学校づくりを進める。生徒が安心して、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、また、教職員が生徒のためにそうした「場づくり」を進める。そのために、以下の事に取り組む。

- (1) 分かる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (2) 道徳教育を要として、心の教育の充実を図る。
- (3) 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置する。
- (4) すべての教育活動が将来の生き方につながるようにキャリア教育の充実を図る。
- (5) 情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめが起こらないようにする。
- (6) 生徒会活動の活性化を図り、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるようにする。
- (7) 部活動の充実を図り、縦割りの人間関係づくりを進める。
- (8) 中学校区の9年間を見据え、小中連携で取り組む。

### 4 早期発見するための工夫

早期発見の基本は、「生徒のささいな変化に気付くこと」「気付いた情報を確実に共有すること」「(情報に基づき)速やかに対応すること」である。生徒の変化に気付かずにいじめを見逃ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりする

ことは、絶対に避けなければならない。ささいな変化に気付くために、以下の事に取り組む。

◇ 第1学年 ◇

- ① わかる授業の展開を図り、発表の仕方や聞き方等の学習ルールをきちんと行う。
- ② 一人で過ごしている生徒や大した用事もないのに職員室や教師の付近にいる生徒に積極的に声をかける。
- ③ 授業中に発表した生徒に対して、目配せやからかうような言動がないか気を付ける。
- ④ 朝の会、給食、昼休み後など、早めに学級に行き、生徒の様子を観察する。
- ⑤ 生活ノートに毎日目を通し、必要に応じて個別面談等を行う。
- ⑥ 定期的に、二者面談を行う。
- ⑦ 毎日の生活の中で、一人一人に声をかけられるようにする。
- ⑧ 休み時間の過ごし方（特に人間関係に着目）を観察する。
- ⑨ 学級担任だけでなく、教科担任、部活顧問、掃除分担箇所の担当などが、気付いたことを報告・連絡・相談できるようにする。
- ⑩ 表情（明るい・暗い）の観察、服装の変化、（着こなし、汚れ、破れなど）遅刻や欠席の増加（部活動も含めて）などに注意する。
- ⑪ 気になる行動があったら、家庭とも連携をとって情報を共有する。

◇ 第2学年 ◇

- ① わかる授業の展開を図り、発表の仕方や聞き方等の学習ルールをきちんと行う。
- ② 生活ノートを毎日、全員分を点検し、コメントを入れることで、生徒の何気ない変化の情報を入手するとともに悩み事を相談しやすい関係づくりをする。
- ③ 生活アンケートを実施し、その結果を共有することで情報の共有化を図る。
- ④ 給食の配膳の様子や残りの食材のおかわりの様子を観察し、偏りがないように気を付ける。
- ⑤ 授業中の生徒の様子に気を付け、目配りやからかい・周囲の生徒の様子を観察する。
- ⑥ 清掃分担場所を巡視し、面倒な仕事を公平に分担していることを確認する。
- ⑦ 授業開始前・終了後、給食配膳時や清掃場所への移動など、「すきまの時間」の生徒の様子をよく観察する。
- ⑧ 目の届かなくなりそうな死角へ積極的に出向く。
- ⑨ 欠席の理由を鵜呑みにせず、心の不調がないか再考して、必ず電話連絡（もしくは家庭訪問）で確認する。
- ⑩ 様々な場面で生徒に、ざっくばらんに声をかけて変化を見取る。
- ⑪ 情報の共有・交換を短時間の雑談であっても早急に行い、対処につなげる。

◇ 第3学年 ◇

- ① わかる授業の展開を図り、発表の仕方や聞き方等の学習ルールをきちんと行う。
- ② 生徒の小さな変化を見逃さない。
  - ・遅刻や早退、欠席が増えているか。（家庭への連絡を密にする）
  - ・成績が極端に下がっていないか。
  - ・友人関係が変わっていないか。
- ③ 生活ノートの確認と一言コメントを継続する。
- ④ 気になる生徒の情報交換をこまめに行う。
  - ・学年会、職員集会や職員会議での情報交換と共通理解
- ⑤ 始業前・授業・給食前など早めに教室に行く。昼休みには学年フロア等の巡視を行う。
- ⑥ 定期的なアンケートによる実態把握や教育相談を実施し、教師からの声かけを積極的に行う。
- ⑦ 「ダメなことはダメ」という生活指導を徹底する。

- ⑧ 情報モラルの指導を行い、ネットいじめを抑止する。(保護者の理解と協力を依頼する)
- ⑨ 自己有用感や自己肯定感を育み、いじめに向かわない学級集団づくりに力を入れる。

## 5 いじめの早期対応

いじめやいじめが疑われる行為を発見したり、相談を受けたりした後の手順や対応は、次の通りとする。

### (1) いじめと疑われる行為を発見した場合

- ① その場でその行為を止め、いじめられている生徒の安全を確保する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」に報告する。(報告)
- ③ 関係生徒から事情を聴き取る。(情報収集)
- ④ 「いじめ防止対策委員会」は、情報をもとに、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。(いじめの判断)
- ⑤ いじめであると判断した場合は、いじめの事実を教育委員会に報告する。(第1報)

いじめが以下のように「重大な事態」と判断された場合 → 教育委員会の指示を仰ぐ 犯罪行為として取り扱われるべきもの → 警察署に相談・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき → 警察署に通報
---

- ⑥ 被害生徒、加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑦ 「いじめ防止対策委員会」が問題の解消まで責任をもって対応する。
  - ※ 問題の解消に至るまで、適宜、教育委員会に報告する。(中間報告)
  - ※ 問題が解消したことを教育委員会に報告する。(最終報告)
- ⑧ 「いじめ防止対策委員会」は、問題の解消後も関係生徒の様子を確認し再発の防止に努める。

### (2) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合

- ① 真摯に傾聴する。
- ② いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」に報告する。

以下は、(1)の③～⑧に準ずる。

### (3) ネット上のいじめが発覚した場合

発見・通報を受けた教職員 → 「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。

- ① いじめの判断をする。

「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。  
判断材料不足している時は、事実関係の把握に努める。  
以下は、(1)の⑤～⑧に準ずる。

## 6 重大事態への対応

(1) 児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、直ちに警察に通報するとともに、学校においては、警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図ること。

(2) いじめられている児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応

警察においては、(1)の重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めたときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、そ

の場合は、警察と緊密に連携しつつ、その捜査・調査活動に協力すること。

(3) その他のいじめ事案への対応

警察においては、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされていたり、そのおそれが高いとは言えない事案であって、当該児童生徒及びその保護者ともに警察で犯罪行為として取り扱うことを求めない事案を把握した場合には、当該児童生徒又はその保護者の同意を得て、学校や教育委員会に連絡することとしている。こうした事案については、必要に応じて、警察に対し、加害児童生徒への注意・説諭、加害児童生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の協力を求めるとともに、対応状況や事案の経過について連絡するなど引き続き連携すること。

(4) いじめを受けた児童生徒に対する支援

いじめを受けた児童生徒の心のケアのため、特に必要と認められる場合には、学校に配置されているスクールカウンセラー等とスクールサポーター等が連携することにより、より効果的な心のケアが行われるよう努めること。